

# 建災防宮城県支部からのお知らせ

令和2年6月1日

## セーフワーク向上宣言で健康で安全な職場を！

宮城労働局では、労働災害撲滅のキャッチフレーズとして、独自のロゴマーク「Safe Work ゼロ災 MIYAGI」を制定し、その活用による安全衛生意識の向上を進めているところです。

今般、本ロゴマークの活用を含めた「Safe Work 向上宣言」の取組を展開することとなりました。

本取組は、各事業場において、「Safe Work 向上宣言」を行っていただき、労働災害ゼロを目指した自主的安全衛生管理活動の促進により、健康で安全に働くことができる職場環境改善を進めていただくものです。

宣言事業場名は、建災防宮城県支部のホームページに登録できるものとし、ハローワークの求人票にもその旨標記することができます。

会員の皆様には、後日、実施要綱と一緒に「Safe Work 向上宣言事業場」のセーフワーク・シンボル旗とステッカーをお送りします。安全衛生管理の更なる活性化を図るため、積極的に御参加いただきますようお願い申し上げます。



Safe Work 向上宣言事業場

宮城労働局・労働基準監督署・建災防宮城県支部

### 宮城県内労働災害（建設業関係）の発生状況（令和2年（速報値））

宮城労働局発表より

業種	平成30年 全期		令和元年 全期		令和元(平成31)年 4月末		令和2年 4月末		前年同月比較				
	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷		死亡		
									増減数	増減率 %	増減数	増減率 %	
全産業計	2589	23	2432	17	545	8	558	4	+13	+2.4	-4	-50.0	
建設業	336	7	352	7	89	3	76		-13	-14.6	-3	-100.0	
土木工事業	123	2	111	4	36	2	25		-11	-30.6	-2	-100.0	
建築工事業	156	3	191	3	41	1	37		-4	-9.8	-1	-100.0	
鉄骨・コンクリート造 家屋建築工事業	43	2	48	1	14		10		-4	-28.6			
木造家屋建築工事業	54		80	2	18		9		-9	-50.0			
建築設備工事業	18	1	19		4	1	5		+1	+25.0	-1	-100.0	
その他の建築工事業	4	1	44		5		13		+8	+160.0			
その他の建設工事	5	7	2	50		12		14		+2	+16.7		

災害件数は令和2年4月末までに報告のあった労働者死傷病報告(休業4日以上)により計上しています。死亡件数は内数となっています。

#### お知らせ

7月3日（金）開催予定でした令和2年度の産業安全衛生宮城大会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止となりました。

# STOP! 熱中症

## 令和2年5月～9月

# クールワークキャンペーン

### — 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

### 今年の夏は、コロナ対策と合わせて要注意!

宮城県における職場での熱中症による死傷者は、休業4日以上だけでも平成30年17人(うち死亡1人)、令和元年10人(速報値)であり、休業3日以内を含めると、毎年多く発生しています。

今年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクを着用しながら作業することにより、放出すべき熱が体内に残りやすくなるとともに、喉の渇きを感じなくなることから、熱中症発生の危険が高まります。

今年の夏は、「3密」を回避しながら、休憩を増やす、水分・塩分を多めに補給する、涼しい場所を増やす、各種熱中症予防グッズを活用する等、これまでも増して積極的な取組を図っていただくことにより、熱中症の発生を予防することが必要です。

水分・塩分は  
こまめに補給



厚生労働省では、5月から9月までを「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」期間に設定し、職場の熱中症防止を働きかけています。☞建設の安全 5月号に詳細を掲載しています!

#### << 対策のポイント >>

- 1 熱中症予防管理者の選任・教育実施による管理体制の確立
- 2 暑熱環境下を考慮した作業計画策定、設備改善、休憩場所の確保、服装等の見直し、熱中症予防教育の実施
- 3 測定したWBGT値(暑さ指数)の正しい評価、その値に応じた必要な対策の実施
- 4 WBGT値が基準値を大幅に超える場合の作業時間の短縮、作業中止
- 5 熱中症予防管理者等によるWBGT値の確認、巡視などによる労働者の体調異常の把握
- 6 労働者の異変を感じた場合の躊躇ない救急車手配、当該労働者を一人にせず、水分・塩分の摂取等必要な措置

#### 令和2年度労働保険年度更新について (宮城労働局労働保険徴収課よりのお知らせ)

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、年度更新期間が延長されます。
  - 期間 6月1日(月)～8月31日(月)
- 同感染症対策に係る緊急経済対策の一環で、事業収入が概ね20%以上減少している等の要件を満たす場合は、申請することにより最長1年間の労働保険料等の納付猶予が受けられます。



建設業労働災害防止協会 宮城県支部

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階

電話 022-224-1797 Fax 022-265-5604